

令和6年3月22日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会  
会長 中澤 伸 浩



令和6年度労働報酬下限額について（答申）

令和5年10月6日付け越契第325号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

昨今、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追い付いていない状況にあります。本審議会での協議及び国の指針等を踏まえ、人件費等の実勢価格等を反映した適切な予定価格の設定や、契約後の状況に応じた契約変更等について継続的に検討されることを望みます。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和6年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習いとして従事する労働者（未経験かつ入社期間3か月以内の労働者）は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,522円（1時間当たり）が望ましい。

2 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、調査研究を行うこと。
- (2) 業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1,000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと。
- (3) 条例の実効性を担保するための賃金状況及び労働環境の把握並びに公契約条例の周知強化の一環として、引き続き受注者及び労働者に対するアンケート等を継続すること。

〔単価：円（1時間あたり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,004	27	普通船員	3,308
2	普通作業員	2,734	28	潜水士	5,142
3	軽作業員	1,902	29	潜水連絡員	3,870
4	造園工	2,779	30	潜水送気員	3,780
5	法面工	3,364	31	山林砂防工	3,443
6	とび工	3,420	32	軌道工	6,267
7	石工	3,465	33	型わく工	3,353
8	ブロック工	3,274	34	大工	3,229
9	電工	3,060	35	左官	3,353
10	鉄筋工	3,398	36	配管工	2,903
11	鉄骨工	3,060	37	はつり工	3,207
12	塗装工	3,465	38	防水工	3,702
13	溶接工	3,555	39	板金工	3,623
14	運転手（特殊）	3,297	40	タイル工	2,952
15	運転手（一般）	2,835	41	サッシ工	3,387
16	潜かん工	3,927	42	屋根ふき工	3,120
17	潜かん世話役	4,669	43	内装工	3,544
18	さく岩工	3,994	44	ガラス工	3,353
19	トンネル特殊工	3,927	45	建具工	3,015
20	トンネル作業員	3,297	46	ダクト工	3,027
21	トンネル世話役	4,343	47	保温工	2,937
22	橋りょう特殊工	3,792	48	建築ブロック工	3,059
23	橋りょう塗装工	3,769	49	設備機械工	2,970
24	橋りょう世話役	4,264	50	交通誘導警備員A	1,992
25	土木一般世話役	3,308	51	交通誘導警備員B	1,789
26	高級船員	4,095			

